

委員からの質問・意見（新規）

委員から文書で提出のあった質問・意見は添付のとおりです。

目次

(1)	梶村 龍太	委員提出	2
(2)	道津 靖子	委員提出	5
(3)	後田 知久	委員提出	6
(4)	寺井 幹雄	委員提出	7

○ご質問・ご意見氏名（平野町山里自治会会長梶村龍太）

12月20日開催の地域連絡協議会を地域住民として傍聴した高谷副会長の意見を基に以下に意見と質問を述べる。

1. 長崎大学病院における誤抜歯の医療事故について

会議冒頭、神田委員と道津委員より、同月長崎大学病院において発生した誤抜歯の医療事故の報道に関して、住民からBSL4施設の安全管理体制に対する不安の声があがっている、との意見がなされた。これに対して調議長からは、今回の医療事故については極めて遺憾であること、今後は決してこのような事故が起きないように気を引き締めなければならないこと、そして、このような住民等外部からの監視の目は重要であること、などが述べられた。

協議会での議論はこのようなものであったが、現場では更なる問題が起こった。12月26日、看護師が医療機器の操作を誤り、患者に意識障害などを引き起こす医療事故が発生したのである。

これでは、住民の不安は高まるばかりである。今回の一連の事態で私が特に必要と考えるのは、BSL4施設がその安全管理規則に沿って間違いなく運営されているかどうかを大学外部からチェックする体制、仕組みづくりを行うことである。外部から危機管理・安全管理の専門家を複数人入れて、常勤もしくは月1回程度の非常勤体制でBSL4施設を管理監督する仕組みをつくっていただくよう、住民として長崎大学に強く要望する。資料5-1によると、現状案では大学内部によるチェック機能しか設けられていない。組織内部によるチェックが機能不全となり、不正や事件、事故につながった事例は大手企業をはじめ、枚挙にいとまがないではないか。長崎大学は、国からの定期査察が入ることを外部監査と主張するかもしれないが、それはあって当たり前のことである。国や大学から独立した立場で、外部からの厳しい目でチェックを行い、大学に対して自由にモノが言える組織が必要であると考えがいかがか。

2. 地域への情報伝達について

1 2. 連絡の緊急度について

②に、『緊急性は低い、早期に周知するもの』とあり、ばく露が判明したとき、他4つの事象が挙げられているが、住民から見れば、それらはいずれも『緊急性が高く、大至急周知しなければならないもの』である。

この点、住民目線で表現を改めていただきたいと考えるがいかがか。

2 3. 連絡方法について

『状況に応じて以下から一つまたは複数の方法を選択。』とあるが、①や②の緊急かつ重要な問題が発生した際には、あらゆる方法を用いて正確な情報伝達を図るべきではないだろうか。即ち、緊急時においては、住民の不安をやわらげ、デマ等による混乱を防ぐために、(a) から (f) の全ての方法を使って大学からの正確な情報を広く発信すべきと考えるがいかがか。

3 スマホアプリを活用した情報伝達

住民がBSL4施設に関する情報に対して、常時、簡単にアクセスできるツールとして、スマホアプリを開発して活用することを以下に提案する。

・長崎大学は、住民の意見も取り入れながら、誰にも使い勝手の良い、スマホアプリを開発する。開発に当たっては、インストール時の個人情報入力をできる限

り任意とするよう配慮いただきたい。

- ・ アプリが完成したら、近隣自治会長経由で各自治会員に、また、郵便局のポスティングサービス「タウンメール」「タウンプラス」等を用いて周辺住民に、それぞれ周知を図る。

- ・ また、プレスリリースや記者会見でも情報発信を行う。これにより、長崎市内・県内全域に周知できる。

- ・ アプリのインストールについて、今は高齢者の方も多くがスマホを持っており、周囲のサポートさえあればアプリのインストールは可能であろう。アプリをインストールしたら、各々BSL4の情報にアクセスすればよい。

- ・ 先ずアプリをタップする。通常何もなければ『現在BSL4施設は安全に稼働しています。』との画面が現れる。この画面を見ることによって、住民は安心感を得ることができる。また、同画面内で『最新の情報はこちら』をタップすることで、BSL4施設の最新情報を見ることもできるようにしたらいかかがか。

- ・ 緊急時等には当然、そのことがアプリを通じて情報伝達されなければならないが、例えばその際にはアプリの色が赤色になる、といった伝わりやすい工夫が必要と考える。

- ・ 緊急時については、地震発生を例にとってみると、アプリに上記の緊急時であることが表示され、タップすると『〇〇月〇〇日に長崎県内で発生した地震につきまして、BSL4施設への影響の有無について現在調査中です。結果が分かり次第、皆様にお知らせします。』との画面となる。その後しばらくして再度アプリを開くと『〇〇月〇〇日発生地震に関する調査の結果、BSL4施設に異常は確認されませんでした。』あるいは『〇〇月〇〇日発生地震に関する調査の結果、建物外壁の一部に損傷を確認しました。今後補修工事を行う予定です。工事計画については、追ってご連絡いたします。』といった具合に情報が更新されていく。

- ・ 基本的にはアプリを開くと、上記の『BSL4施設は現在安全です』が表示されるのであろう。繰り返すが、そのことが住民の安心につながるものとする。以上、地域連絡協議会において議論していただきたい。

3. 新たな地域とのコミュニケーション組織について

1 新しい組織における委員の構成を次の通り要望する。

- ・ 新しい組織においても、地域住民から公募を行って、公募委員として参加していただくべきと考える。何故なら、現在の協議会において、公募委員の方から積極的な意見、質問がなされているからである。また、一部の自治会長はこれまで一度の出席さえしておらず、公募委員に参加いただいた方はるかに協議会に資するということではないか。

- ・ 高度感染症研究センター職員 若干名とあるが、BSL4施設に関わる各管理部門の責任者は全員参加とすべきである。即ち、資料5-1の組織図における、「バイオセーフティ管理監」「生物災害等防止安全監視委員会」そして、(赤字で示されている)BSL4実験棟の各部門の責任者は協議会に参加し、委員の意見に耳を傾け、質問に真摯に応えなければならないと考えるがいかがか。

2 運営に関して、第4条2項に「(中略)ばく露、事故、災害等による被害が発生した場合は、地域連絡協議会を随時招集するものとする。」(傍点筆者)とあるが、緊急時に当たっては「随時招集」ではなく、「原則1ヶ月以内に、早急に

招集」する仕組みとすべきではないか。緊急時には、スピード感をもって協議会を開催することが、結果として住民の安心につながるものと考えているがいかがか。

以上、毎回述べている通り、地域住民としての真剣な思いを記した。長崎大学からの誠実な回答を希望する。

第 43 回地域連絡協議会で確認できなかった内容を質問させていただきます。

① 長崎大学高度感染症研究センター実験棟病原体等取扱安全管理基準（資料 5-2）の第 3 条 病原体の運搬についての条項ですが、病原体を国立感染症研究所村山庁舎から受け入れる時の留意事項であろうと思いましたが、(2) の③屋外に運搬する必要がある場合は、安全確保監視の担当者を置き、必要に応じ、通行者や車両を一時的に規制する。④施設内においてエレベーターを使用する場合は、運搬担当者以外の者は同乗させないこと。この状況とはどういうことなのでしょう？病原体は BSL-4 施設から出すことは無いと説明を受けてきましたが？

村山庁舎の BSL-4 施設や海外の BSL-4 施設とかと病原体のやり取りが行われるということでしょうか？事故や感染のリスクが大きくなる恐れがあると思われませんが、説明をお願いします。

② 第 19 条 情報公開

BSL-4 実験室で実施した研究に関する情報公開は、透明性のある運用を行っているとして住民が安心出来る内容であると思います。

協議会で公表された情報は、回覧文書として班数頂き、住民の方々に回覧したいと思えますし、「感染症ニュース」などでの情報公開もして、自治会未加入の世帯にも情報公開されたら喜ばれると思います。

次に、防災危機管理室への確認ですが、「大規模事故対策計画」の中に、バイオ事故・災害対策なる計画はきちんと織り込まれたのでしょうか？田上市長が BSL-4 施設建設を容認されたのですから、責任をもってこの問題に取り組んでくださっていると思いますので、計画書の説明をお願いします。

以上

○ご質問・ご意見

氏名(後田知久)

令和4年12月20日 第43回地域連絡協議会に於いて配布されました資料(長崎大学高度感染症研究センター実験棟病原体等取扱安全管理基準)にはチェックシートは添付されていませんでした。(その旨記載ありましたこと承知しています)この病原体等取り扱い安全基準は(趣旨)第1条から第20条(管理区域における遵守事項等)まで提示されていました。

20条の条項の内下記の四つの条項についてはチェックシートを用いて確認漏れ防止を実施するとされています。

下記

- 1、第4条 (BSL-4 実験室)
- 2、第5条 ((実験動物の取り扱い)
- 3、第7条 (病原体等を取り扱う職員等の条件の確認)
- 4、第11条 (定期の健康診断)

どのような理由で四つの条項がチェックシート確認対象に決定されたのかご説明戴けないでしょうか?

令和5年1月24日 高尾校区連合自治会会長

※1月25日(水)17時まで、メール又はFAXにてご送付願います。

なお、この様式以外で送付いただいても結構です。

〒852-8523 長崎市坂本 1-12-4
長崎大学研究国際部高度感染症研究支援課
メール:bsl4_jimu@ml.nagasaki-u.ac.jp
電話:0120-095-819(直通)
FAX:095-800-4301

2023/1/24

公募委員 寺井幹雄

・意見というか個人的な思い

次の協議会が令和4年度最後となります。ただ私にはこれまでの年度終了とはいささか意味合いが違うような気がします。単に協議会が変わると言うような事ではなく何よりも大きな事は「長崎大学高度感染症研究センター」としてのバージョンアップと言うかステージが1ランクUPする為の重要な節目であると考えます。今まではBSL-4施設に関するものを念頭にしていましたが令和5年度の始まりはまさに「長崎大学感染症出島特区」に於ける高度感染症研究センターの事実上の船出であると考えます。

これまでの協議会で話し合われた安心安全を含むすべての事を土台にして形作られた様々なものを両舷バラストとして詰め込み核心部分である感染症研究をしっかりと支えつつ安定航行を図り足らざる物があれば都度協議し改定、改善を行い次世代に繋がる拠点作りをしっかりと行って頂きたいと思います。

私たちは図らずも新型コロナウイルスの世界的パンデミックを経験し感染症に対するリスク管理が如何に重要な事であるかを理解し今後何を為すべきかを考える切っ掛けを得ることが出来ました。多くの犠牲を将来に生かすためにも高度感染症研究センターの研究と施設運営をこれからも応援し続けて行くと共に大きな期待も持ち続けたいと思います。

以上、これまで一住民としてBSL-4に関わってきた私の思いを述べました。そこでもし良かったら調先生はじめ諸先生方や施設管理運営者のみなさんの新年度への本音を含めた思いのたけを教えて頂ければ有難いです。一言でも構いませんので宜しくお願いします。